

≪判例研究≫

第三者がワープロで入力・印字した秘密証書遺言の「筆者」

平成 14 年 9 月 24 日最高裁第三小法廷判決（平成 14 年（受）第 432 号遺言無効確認請求事件）家月 55 卷 3 号 72 頁——棄却

〔判決要旨〕

秘密証書遺言によって遺言をするに当たり、遺言者以外の者が、市販の遺言書の書き方の文例を参照し、ワープロを操作して、文例にある遺言者等の氏名に置き換え、そのほかは文例のまま遺言書の表題及び本文を入力して印字し、遺言者が氏名等を自筆で記載したなど判示の事実関係の下においては、ワープロを操作して遺言書の表題及び本文を入力した者が民法 970 条 1 項 3 号にいう筆者である。

〔事実〕

被相続人 A（平成 11 年死亡）は、財産全部を妻である Y（被告、控訴人、上告人）に相続させる旨の遺言（以下「本件遺言」と言う）をした。本件遺言書は表題、本文、作成年月日、ならびに遺言者である A の住所および氏名が記載されていた。そのうち生年月日の「拾五」という日付けと、遺言者の住所氏名の A の署名部分は A が自書したけれども、他の部分は全てワープロによって印字された。なお、ワープロによる印字部分は、Y の前夫の子 B の妻である C が、市販の遺言書の書き方の文例を参考にして印字したものである。

A は、本件遺言を秘密証書遺言の方式によってすることとして、公証人および証人 2 名に対して、本件遺言書を入れた封筒を提出した。その際、A は、本件遺言書が自己の遺言書であり、自身が筆記した旨は述べたけれども、ワープロによって印字された部分が C の手によるものである旨は述べなかった。

これに対して A の前妻の子である X ら 3 名（原告、被控訴人、被上告人）は、A は公証人に対して本件遺言の筆者として C の氏名および住所を申述しなかったのだから、本件遺言は民法 970 条 1 項 3 号所定の要件を欠いていると主張して、Y に対して本件遺言が無効であるとの確認を求める訴えを提起した。

第一審（横浜地方裁判所）は、本件遺言書の筆者は C であり、A は C の住所氏名を述べていないから、本件遺言は民法 970 条 1 項 3 号の要件を欠いており無効であると判断して、X らの請求を認容した。

第二審（東京高等裁判所）も第一審と同様、「民法九七〇条一項三号に規定する筆者とは、遺言者以外の者であって、実際に遺言書を筆記した者をいうのであり、遺言書がワープロで印字されている場合には、そのうち、遺言者自身がワープロを操作して印字した場合はもちろん、遺言者以外に筆者は存在しようがないが、その他の、遺言者以外の者がワープロ

ロを操作して印字した場合は、遺言者自身がワープロを操作して印字したと同視することが許される特段の事情がある場合、すなわち当該ワープロ印字部分の一語一語に係るワープロ入力、遺言者があらかじめ自筆で作成した原稿を添えてワープロ操作者に直接なした依頼に基づき、ワープロ操作者において、何らかの加除訂正その他の行為を行わず、ひたすらその原稿文どおりに純然たる機械的方法により行われるとともに、その入力されたとおりに出力（印字）されたに過ぎない場合を除き、ワープロを操作したもの（遺言者の遺言の内容を入力し、これを出力〔印字〕した者）が筆者に当たると解するのが相当である」と判断して、Xらの請求を認容した。

Yが上告。

〔上告理由〕

「本件遺言書のように、その操作者によって印字された文字に個性がなく、誰が印字しても同じで、その明瞭性に差異のない、ワープロで印字されている遺言書については、ワープロ操作者の住所、氏名を申述させる意味はなく、これを筆者という必要はない」

「遺言書本文がワープロで印字されている場合に当該ワープロ操作者を遺言書の筆者とすることは、『筆者』という言葉の理解としても一般的な常識からは著しくかけ離れている。遺言に関する立法が為された当時、今日のようにワープロなど文書作成機器の発達や普及が予想されておらず、筆やペンなどによる手書きが一般的であったから、第三者による代筆も当然手書きを予想していたものと考えられ、これを筆者とすることは言葉の理解としても違和感は無いであろう。しかし、文書作成機器の発達した現在、本文がワープロによって印字されている文書に署名、捺印をした者が、当該文書の筆者は誰かと問われワープロ操作者であると答える者が果たしているだろうか。文書作成機器の存在に対する感心や経験の深浅にかかわらず、一様にワープロ操作者ではなく署名、捺印した者を筆者と答えるはずである。

原判決は、『筆者』の解釈を誤っているのである」

〔判決理由〕——上告棄却

「上記事実関係の下においては、本件遺言の内容を筆記した筆者は、ワープロを操作して本件遺言書の表題及び本文を入力し印字したCであるというべきである。Aは、公証人に対し、本件遺言書の筆者としてCの住所及び氏名を申述しなかったのであるから、本件遺言は、民法970条1項3号所定の方式を欠き、無効である」

「これと同旨の原審の判断は正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、独自の見解に立って原判決を非難するものにすぎず、採用することができない」

〔参照条文〕

民法960条、970条1項3号

〔研究〕

本判決は、他人がワープロを操作して遺言書の表題及び本文を印字した場合に、民法 970 条 1 項 3 号にいう「筆者」とはワープロを印字した者を指すと判断した、初めての最高裁判例である。秘密証書遺言の方式による遺言が年間 100 件程度と、殆ど利用されておらず（小瀬保郎「公正証書遺言の実態と問題点」久貴忠彦編『遺言と遺留分 第 1 巻 遺言』103 頁〔日本評論社、2001 年〕。104 頁の日本公証人連合会による統計図参照）、秘密証書遺言の要件に関する判例が全く見られない中での本判決は、実務や学説に与える影響が大きいと思われる。

本判決の問題点は、他人が遺言書の表題及び本文をワープロによって印字した場合に、遺言書がいかなる形態によって作成されれば、ワープロを印字した者が民法 970 条 1 項 3 号の「筆者」に当たるのか、という点にある。仮に他人が「筆者」に当たると判断されれば、その他人の氏名と住所を申述しなければ、秘密証書遺言の要件を満たさなくなってしまう。そのため「筆者」に当たるかどうかの問題は、秘密証書遺言の要件を考える上で、重要な問題であると言える。

最高裁は、本件事例においては他人が筆者であると判断したが、学説の中には本判決の立場を批判する見解がある（千藤洋三「判批」判評 533 号 197 頁）。また、遺言書が他人によってワープロ打ちされても、全ての場合に他人が筆者とはならないと解する見解もある（小野秀誠「判批」法教 270 号 116 頁）。どのように考えるべきであろうか。

まず、秘密証書遺言の性質について見ることにする。

秘密証書遺言とは、「遺言書そのものの方式ではなく、遺言書を秘密に保管するための方式」であり「遺言書の趣旨を認めた書面自体には、格別の方式がな」い（中川善之助＝泉久雄『相続法〔第四版〕』537 頁〔有斐閣、2000 年〕）。注意しなければならないのは、自筆証書遺言として有効な遺言書も、秘密証書遺言の方式に則って遺言をすることができることである。秘密証書遺言は、遺言書の内容ではなくて、遺言書が封入された事実を公証するものである（穂積重遠『相続法 第二分冊』357 頁〔岩波書店、1947 年〕）。したがって、自筆証書遺言のように、遺言をした後から偽造、変造などがなされる心配が、秘密証書遺言の方式では解消できることに、秘密証書遺言の特徴がある。

次に、秘密証書遺言の要件について検討してみよう。

民法 970 条 1 項 3 号は、秘密証書遺言をするに際して、遺言者は公証人らに対して遺言書の入った封筒を提出して、自己の遺言書である旨を述べなければならないと規定している。加えて、遺言書の筆者の氏名及び住所を述べることも必要としている。

秘密証書遺言をする場合、署名と捺印は遺言者本人がすることを求められている（民法 970 条 1 項 1 号）。しかしながら、自筆証書遺言とは異なり、遺言書本文は遺言者の自書であることを要せず、他人に筆記をさせることもできると解せられている（穂積・前掲書 357 頁、我妻榮＝唄孝一『判例コンメンタールⅧ 相続法』256 頁〔日本評論社、1966 年〕、中

川善之助＝加藤永一編『新版注釈民法(28)』120頁〔補訂版、有斐閣、2002年〕久貴忠彦執筆)。筆者が遺言者自身であれば、その旨を述べれば済むけれども、他人に筆記させた場合は、その他人の氏名及び住所を申述しなければならない(穂積・前掲書357頁、泉久雄＝野田愛子編『注解法律学全集 民法X〔相続〕』495頁〔青林書院、1995年〕稲田龍樹執筆)。

では、この規定の意義は、どこにあるのだろうか。

穂積陳重教授は、現行民法970条と同一内容である草案1071条の趣旨について、法典調査会において次のように述べておられる。「余程大切ナ証書……ガ果シテ直正ナルヤ否ヤト云フコトガ問題ニナリマシタトキニ其証拠ヲ得マス便利ヲ大ニ失ヒマス其筆者ノ筆跡ガ分ツテ居レバ其人ガ生キテ居リマスレバ大ニ証拠ニナリマス……誰ガ書イタカ分カラヌト云フコトデハ不便デアリマス」と(法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会民法議事速記録 七』674頁〔商事法務研究会、1984年〕)。

梅謙次郎教授も、「後日其遺言ニ付キ争ヲ生シタル場合ニ於テ其者ニ就キ果シテ相違ナキヤ否ヤヲ尋問スルノ便ヲ得ヘケレハナリ」と考えておられた(梅謙次郎『民法要義 卷之五相続編』288頁〔第十三版、有斐閣書房、1906年〕)。

つまり、民法970条1項3号は、遺言書の本文を他人に筆記させて、後日、遺言書に関する何らかの紛争があった際に、遺言書の筆記者に尋問する便宜を図った規定であるというのである(同じ考え方に立つものとして、我妻＝唄・前掲書256頁、中川＝泉・前掲書538頁、前掲『新版注釈民法(28)』122頁、参照)。

したがって、「秘密証書遺言の最も大きな特徴の一つとなっている自書の不要件は、第三者による偽造や変造、あるいはすり換え等の防止のためにも、筆者の申述要件と一体化してはじめて肯定されるもの」(千藤・前掲判批197頁)と理解することができる。むしろ申述の段階で、公証人から筆者が誰であるのか尋ねられた際に、筆者が遺言者であれば、自書した旨を述べるのが通常である。民法970条1項3号は、特に他人に筆記させた場合を想定した規定であると考えられよう。

それでは、遺言者死亡後に、遺言書に関する紛争が起こった場合、裁判所は筆者にどのような内容について尋問することになるのであろうか。

これまで見てきた民法970条の趣旨から考えて、遺言書の内容の意味(実質的な紛争)について真偽が不明な場合などに、筆者に尋問する必要が認められることは確かである。遺言者の真意がどのようなものであったのかを知る方法は、筆者に聞くほか無いからである。

けれども、この考え方に対して批判的な見解がある。すなわち、たとえば(遺言者以外の)筆者に対して、裁判所が遺言者の真意を確認するにあたって、筆者が偽りを述べる危険性も否定できない、と(小野・前掲判批117頁)。したがって遺言書の形式的な問題のみが後日の紛争と呼べることとなり、その形式的な問題について筆者に尋問することとなる、と解するのである(小野・前掲判批117頁。同旨、辻朗「判批」民商128巻4・5号224

頁、227 頁)。

しかしながら、仮に筆者が偽りを述べる危険性が無いとは言えないとしても、形式的な問題に限ってしか質問できないと考えるのならば、民法 970 条 1 項 3 号の規定は意味をなさなくなってしまう。やはり穂積教授が述べておられるように、遺言者死亡の後に、遺言書の内容について紛争が生じた場合には、遺言書作成過程について詳しい筆者に実質的な質問をするべきである。また、偽りの申述を警戒するのであれば、他の方式による遺言の証人(たとえば民法 976 条)であっても、偽りの申述がなされる危険性は存在するであろう。

次に、遺言書の形式的な紛争について考えてみよう。

紛争の起こった後に行われる尋問の内容について、原審は、いくつか具体例を挙げている。すなわち、「遺言者が遺言を口述した当時の遺言者の言動や遺言時の状況等を明らかに」すること、「遺言書作成当時の遺言者の遺言能力及び遺言意思の有無」の確認、「遺言書について、書き間違いやすり替え等があるか否か」の判断、「判読しがたい部分についてどのような記載がされているか等を確定」すること、である。

なるほど、形式的な問題については、おおよそ以上の事項が考えられうる。また、ここに挙げた紛争以外であっても、遺言書を検認する際に検認作業を困難にさせる事情(遺言書の体裁不備や、遺言者の心身状態悪化による紛争)があれば、形式的な紛争となるであろう。

以上から私は、上告理由で述べられているような、ワープロを操作した者の氏名及び住所を申述させる必要が無い、という考えを採ることはできない(千藤・前掲判批 201 頁)。

さて、今まで秘密証書遺言の要件について検討してきたけれども、では本判決の判断は、妥当な判断と言えるであろうか。遺言書の表題及び本文をワープロ打ちした者は、民法 970 条 1 項 3 号にいう「筆者」に当たると言うべきであろうか。

千藤教授は、「筆やペン、万年筆などといった使用者の個性が印字に明確に表れる筆記用具の使用であれば、これらの文具を使用した者が筆者であると明らかにいえようが、タイプライター、ワープロ……などの文書作成機器の使用においては、印字に個性が表現されないこと」を理由として、「今日的な意味での『筆者』とは遺言書作成過程を支配していた者を指すものと解したい」と主張しておられる(千藤・前掲判批 197 頁)。立法当初には予想されなかった文書作成機器の普及によって、「筆者」の意味も異なってきていると考える見解である。

この考え方によれば、本件事例における遺言書は「[ワープロの印字の]指示を出した者、つまり遺言者について、筆やペンなどといった従来からの筆記具を現実的に使用者自らの手で用いて文書を作成したと定義される『自書』と同様の評価を与えうることが可能であった」(千藤・前掲判批 197 頁) ことになり、筆者は遺言者本人と解せられることになる。したがって、ワープロの印字をした者の氏名及び住所を申述する必要性は無くなる。

逆に前田教授は、穂積教授の述べられた立法趣旨を挙げた上で、本判決の立場を支持し

ておられる。すなわち、仮に他人に筆記をさせて、筆者が死亡した後に遺言者が死亡した場合には「秘密証書遺言は……遺言者本人・他人を問わず機械を用いた印字によることが許容されている以上、筆者の氏名住所を申述させる趣旨を筆跡鑑定に限定して解するのは相当ではない。……遺言者の真意に沿うものであるかを判断するために、ワープロを操作した他人を筆者として申述すべきである」と（前田・前掲判批 80 頁）。

筆者が遺言者よりも先に死亡して、その後に遺言書に紛争が起こった場合は、筆者が生前に自書した何らかの文書の筆跡と、遺言書の筆跡を比べて鑑定を行うと考えられる。その際には当然に、筆者の氏名及び住所が予め申述されていなければならない。しかし、筆跡鑑定以外の目的を、民法 970 条 1 項 3 号は予定している。前田教授の見解によれば、およそ遺言書の形式的な争いが生じた場合には、申述の必要性が重大になってくることとなる。

以上のように学説が対立する中で、私は次のように考える。

たしかに千藤教授の主張される見解は、ワープロなどが身近になった現在において、妥当であると思われる。仮に遺言者が遺言書の内容をワープロ操作者に口授しても、なお遺言書作成の過程からして、実質的に遺言者が遺言書を作成しているように見えるのであれば、筆者は遺言者であるとも言える。

しかし、遺言書の内容をワープロ操作者に口授して作成した遺言書は、いったんワープロ操作者の意思を介在していることとなる。千藤教授の見解によれば、この場合ですら、筆者は遺言者本人と解されることになる。しかし、全ての場合に、遺言者の意思と、タイプされた内容が全く同一であるわけではあるまい。

また、「遺言書作成過程を支配」するとは、どのような状況を指すのか疑問である。いかなる形態であったとしても、遺言書を自書しないのであれば、遺言者が「筆者」とはならないであろう。やはり、遺言書の内容を遺言者が実現したいと考えるのであれば、慎重を期すためにも、ワープロ操作者を筆者として申述すべきである（前田・前掲判批 81 頁）。

本件事例においては、遺言書の文面は市販の遺言書の文例を参考にして、ワープロ操作者が印字したものである。また、遺言者は日付けと署名を自書しただけなのであるから、筆者はワープロ操作者と言うべきであり、筆者を申述しなかった本件遺言書は無効であると解すべきである。最高裁の判断は妥当であると考ええる。

ところで判例は、カーボン紙による複写によって自筆証書遺言を作成した事例において、遺言書は自書であると判断して、自筆証書遺言としての効力を認めている（平成 5 年 10 月 19 日最高裁第三小法廷判決、家月 46 卷 4 号 27 頁）。カーボン紙を通じて書いた遺言書は、筆記した内容がそのまま遺言書に反映されるから、遺言者の自書であることに変わりはないからである。

そうすると、たとえば遺言者が予め原稿を用意していて、その原稿を他人がワープロ打ちした場合はどうであろうか。前田教授は「ワープロを機械的に操作した他人の氏名住所を申述しなかったことをもって、遺言を無効とするまでもない」（前田・前掲判批 81 頁）

と考えておられる。けれども、先に述べたように、他人がワープロ打ちしたことに変わりはない。他人の住所氏名は申述すべきであろう。

最後に、以下の点を指摘しておきたい。

本件の場合、ワープロ操作者は、遺言者にとっての推定相続人ではなかった。しかしながら、全くの他人でもなく、遺言者の身近な者であったと認められている。「秘密証書遺言の方式を用いて……遺言者（老人等）に周囲が勝手な要求を押し付ける危険がないわけではない」（伊藤昌司『相続法』51頁〔有斐閣、2002年〕）という主張もある。筆者の住所氏名を申述する意義は大きいだろう。

秘密証書遺言の筆者となる者の資格が、特に制限されておらず（民法974条は証人や立会人の欠格者を掲げているのみ）、いかなる者も筆者となる資格が存在する中、秘密証書遺言書の作成には慎重を期す必要があるだろう。

〔参考文献〕

本文中に引用したもののほか

二宮周平「判批」判タ1099号68頁

内田貴『民法Ⅳ 親族・相続〔補訂版〕』467頁（東京大学出版会、2004年）

二宮周平『家族法〔第2版〕』392頁（新世社、2005年）